

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第18次報告

令和4年9月

目次

はじめに	1
1 凡例・検証方法等	2
(1) 用語の定義.....	2
(2) 対象事例	2
① 死亡事例について.....	2
② 重症事例について（死亡に至らなかった事例）	3
③ 疑義事例について.....	3
(3) 検証方法	4
① 調査票による調査.....	4
② ヒアリングによる調査（死亡事例）	4
③ 分析.....	5
(4) 本調査における限界.....	5
(5) 報告書の構成.....	5
2 課題と提言	6
(1) 地方公共団体への提言	6
① 虐待の発生予防及び早期発見	6
② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援	13
③ 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施.....	17
④ 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理.....	18
⑤ 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上.....	19
⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用	22
(2) 国への提言.....	24
① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応	24
② 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進....	27
③ 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上	29
④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備	29
⑤ 一時保護解除後の支援体制の整備	30
⑥ 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進.....	31
⑦ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進	31
⑧ 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討.....	32

3	現地調査（ヒアリング調査）の結果について	34
(1)	事例の概要と対応策	34
①	知的障害のある実母が、障害福祉サービス事業所内のトイレで児を出産し、出産直後に死亡させた事例	34
②	外国籍で仮放免許可を得ていた実母の自宅で、児が遺体で発見された事例....	39
③	児ときょうだいへの実父からの暴力が続いていた家庭で、児が実父の暴力により死亡した事例.....	47
④	虐待の通告歴があった家庭で、実母が長男、長女、次女を殺害し、自身も死亡した事例.....	59
4	特集「虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況」にかかる集計とまとめ 70	
(1)	5次から17次報告死亡事例における関係機関の関与状況にかかる概況	70
①	死亡した子どもの死亡時の年齢.....	71
②	加害の動機（背景）	72
③	死亡時の虐待以前に確認された虐待の有無.....	73
④	死亡時の虐待以前に確認された虐待の頻度と児童相談所の関与.....	74
⑤	本事例について要対協での検討.....	75
⑥	乳幼児健康診査の受診状況	76
⑦	本児の成長・発達の問題.....	77
⑧	実母の心身の状況.....	77
(2)	児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況.....	79
①	心中以外について.....	79
②	心中について	81
(3)	第5次から第17次報告における主たる虐待者（実母、実父）の状況.....	91
(4)	考察.....	95
5	個別調査票による死亡事例の調査結果	122
(1)	虐待による死亡の状況	122
(2)	死亡した子どもの特性	123
①	子どもの年齢	123
(3)	虐待の種類と加害の状況.....	127
①	死因となった主な虐待の種類	127
②	直接の死因.....	128
③	主たる加害者	131
④	加害の動機.....	136
(4)	死亡した子どもの生育歴.....	138
①	妊娠期・周産期における問題	138
②	乳幼児健康診査及び予防接種	142

③	子どもの疾患・障害等	144
④	子どもの情緒・行動上の問題	147
⑤	養育機関・教育機関の所属	148
(5)	養育環境	149
①	養育者（実母）の心理的・精神的問題等	149
(6)	関係機関の関与・対応状況	155
①	虐待通告の状況	155
②	児童相談所の関与	157
③	市区町村（虐待対応担当部署）の関与	162
④	児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の関与の状況	165
⑤	その他の関係機関の関与の状況	166
⑥	児童相談所及び関係機関の関与状況	170
⑦	関係機関間の連携状況	172
⑧	関係機関間の情報提供（通告を除く）	173
(7)	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）	175
①	死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況	175
②	要保護児童対策地域協議会における本事例の検討状況	177
(8)	子どもの死亡後の対応状況	178
①	本事例に関する行政機関内部における検証の実施状況	178
②	第三者による本事例についての検証の実施状況	178
(9)	0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死）	179
①	0歳児及び0日・0か月児事例の発生状況	179
②	0日・0か月児事例の概要	181
③	0日・0か月児事例における養育者の状況	186
④	0日・0か月児事例における関係機関の関与状況	192
(10)	精神疾患のある養育者における事例について	193
①	精神疾患のある実母における事例の発生状況	193
②	実母の状況	194
③	精神疾患のある実母における事例の概要	198
④	関係機関の関与状況	212
6	地方公共団体における検証等に関する調査結果	216
(1)	地方公共団体における検証組織の設置状況	216
①	検証組織の設置の有無	216
②	検証組織の設置形態	217
③	検証組織の設置要綱の有無	217
④	検証対象の範囲	218

⑤	事務局の設置場所.....	218
⑥	検証組織の構成員.....	219
(2)	地方公共団体が行う検証の実施状況	221
①	令和元年度に地方公共団体が把握した子ども虐待による死亡事例	221
②	地方公共団体による検証の実施状況	222
③	地方公共団体における検証報告書数	224
④	地方公共団体による検証にかかった期間	224
⑤	地方公共団体による検証における支障の有無.....	225
⑥	地方公共団体の検証報告書の周知方法.....	226
⑦	地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無.....	227
⑧	地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無.....	227
⑨	検証していない事例について	228
(3)	国の検証報告の活用状況.....	229
①	第16次報告の周知.....	229
②	第16次報告の提言を踏まえての取組状況	230
7	これまでの課題と提言（第3～第18次報告）	234
	おわりに	248
	社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会	250
	○委員名簿	
	○委員会開催経過	
	○現地調査経過	
	集計表一覧.....	251

はじめに

平成 12 年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）の施行から約 20 年が経過した。この間、児童福祉法と合わせて 9 回の大きな改正が行われ、直近では、令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、「こども家庭センター」の設置、実務経験者向けの研修等を経て取得する認定資格制度の導入、児童の意見聴取等の仕組みの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が行われることとされた。また、同年 9 月、児童虐待防止対策として、今後、特に重点的に実施する取組を示した「児童虐待防止対策の更なる推進について」が児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された。このように、児童虐待については発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など、切れ目のない支援やその充実のための対策が推進されている。

しかしながら、児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない。

子ども虐待による子どもの死を、決して無駄にすることなく、今後の再発を防止するため事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「本委員会」という。）が設置され、これまで 17 次にわたって報告を取りまとめてきた。

本報告では、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の死亡事例について分析・検証を行うとともに、地方公共団体で行われた検証について分析し、具体的な改善策を提言している。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

1 凡例・検証方法等

(1) 用語の定義

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別している。「心中」事例については、保護者が子どもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおり「心中」としたがこれにより、「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第8次報告以降、「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

また、市町村の所管課に関しては、これまで「児童福祉担当部署」として、児童手当や保育所入所等の申請窓口と児童虐待対応を担当する部署の総称として標記していたが、第10次報告からは、児童虐待の通告受理や対応を行う部署については「虐待対応担当部署」として、児童手当や保育所入所などの申請窓口の部署である児童福祉担当部署とは分けて表記することとしている。

さらに、「望まない妊娠／計画していない妊娠」については、「様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。」と定義した上で生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉であったが、より客観的、中立的に事例をとらえ、検討を行うため、第13次報告より、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」と改めた。

(2) 対象事例

① 死亡事例について

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの12か月間に発生、又は表面化した子ども虐待による死亡事例を、厚生労働省が新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせて地方公共団体に詳細を調査した。調査に当たっては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡事例と考えられる事例すべてについて調査している。

調査の結果、対象とする事例について、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、転落事故と思われる事例でも、事故の発生状況や経緯等から保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として詳細を検証している。なお、第 18 次報告の調査の実施にあたり、調査項目の妥当性の精査及び回答負担軽減を図る観点で、調査項目について見直しを行った。

② 重症事例について（死亡に至らなかった事例）

令和 2 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年 9 月 1 日時点までに、子どもの死亡には至らなかったものの「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」のために衰弱死の危険性があった事例としている。

なお、地方公共団体から報告のあった重症事例を精査したところ、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷があった事例の中には、「受傷の程度そのものが重篤であり生命への危険性があった」と判断される事例と、「受傷の程度としては重篤ではなかったが、直接的な虐待行為（例えば力の加減）や受傷した部位と受傷の程度、子どもの年齢等を総合的に勘案すると生命への危険性が危惧される」という 2 つの類型の事例が含まれており、本報告では両類型を検証の対象とした。なお、第 18 次報告の調査の実施にあたり、調査項目の妥当性の精査及び回答負担軽減を図る観点で、調査項目について見直しを行った。

③ 疑義事例について

平成 28 年 3 月 10 日の社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」では、『『防げる死』として子ども虐待、事故、自殺による死亡から子どもを守ることは子どもの権利保障として重要であり、亡くなった子どもの死を検証し、それを子どもの福祉に活かすことは、子どもの権利保障を行う大人の義務でもある。そのため死亡事例や重大事例の検証は欠かせない。現に、これまでの死亡事例検証により多くのことが明らかになり、施策に繋がってきた。しかし、これまでの死亡事例検証は子ども虐待による死亡を見逃している可能性を否定できない』と提言があった。

地方公共団体が虐待による死亡であると断定ができないと判断した事例は、例えば以下のような、

- ・死産ではない可能性が少しでもある事例
 - ・事故以外（虐待）の可能性が少しでもある事例
 - ・死因が不明である事例
 - ・公判中の事例
- 等が考えられる。

このような死亡事例についても同様に検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、第13次報告より疑義事例として取り上げることとした。ただし、本委員会の検討にあたっては、適宜、対象事例に関する情報を追加で収集する等により、できる限り疑義事例という整理とならないように努めている。

(3) 検証方法

① 調査票による調査

ア 対象事例についての調査（死亡事例及び重症事例）

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証組織の設置状況等の詳細について、調査票を送付し、回答を求めた。

イ 地方公共団体の検証等についての調査（死亡事例）

厚生労働省が都道府県等の児童福祉主管課に対し、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況や、提言を受けての対応状況等について、調査票を送付し、回答を求めた。

② ヒアリングによる調査（死亡事例）

ア 対象事例についての調査

調査票により調査した死亡事例のうち、都道府県等において検証を実施されている、または実施されたものの中で、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

イ 地方公共団体の検証等についての調査

アの調査の際に、都道府県等の検証報告書等を基に、検証方法及び検証を実施するに当たっての課題、検証報告の提言の実施状況等について、当該検証組織の代表者、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

③ 分析

①及び②と合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。

(4) 本調査における限界

本調査は、各地方公共団体に対し、児童相談所が把握する情報のみでなく、市町村（虐待対応担当部署、母子保健担当部署、福祉事務所等）や保健所、警察、養育・教育機関（保育所、学校等）等、対象事例の関係機関や部署に照会するなど、可能な限り情報収集をした上で回答いただくよう依頼している。しかし、当該事例に対して事前に把握し、支援等で関与していない場合については新たに情報収集することが難しく、「不明」とされる事例が一定程度あること、また、母子保健施策を通じて母の状況については父やその他の家族員に比べて把握がしやすいなど、同一世帯であっても支援等を通して把握している情報やその量に偏りがある可能性があること等により、調査結果の解釈にあたっては留意が必要である。

(5) 報告書の構成

これまで、地方公共団体に実施した個別調査票による死亡事例等の調査結果については、各種分析と併せて掲載していたが、17回に渡る調査の集積により集計結果の頁数が増加していたため、課題と提言や現地調査の結果及び特集事例の分析、主な集計結果については報告書に掲載し、その他の集計結果については資料編として別冊に掲載する構成に変更した。